

エアゾール等製品の表示自主基準

2020年（令和2年）12月18日

一般社団法人日本エアゾール協会

はじめに

エアゾール等製品の安全性について、高圧ガス保安法令及び高圧ガス保安法施行令関係告示（政令関係告示）で適用規定が定められております。

その中で特に、エアゾール等製品の取扱い注意表示（警告表示）を製品に記載することが、義務付けられております。

取扱い注意表示（警告表示）は、消費者（使用者）に使用時の安全な取扱い、使用済容器の安全な廃棄取扱いの注意喚起及び事故防止が目的となっており、安全確保が求められています。

また、他法令での注意表示を含めて正しく表示がされずに、消費者の使用時における事故が発生した場合、販売・製造事業者は「製造物責任法（PL法）」の責任を問われることとなるため、法令遵守を第一使命として取り組んでいる所存です。

当協会の取組みとして、1994年（平成6年）製造物責任法（PL法）の施行により、製品表示の見直し検討及び告示改正の要望書を提出し、1996年（平成8年）通商産業省「エアゾール製品表示検討委員会」で検討が行われ、検討委員会の提言を受けて、1997年（平成9年）に政令関係告示（第4条第3号チ、リ及びブル）の改正により、エアゾール等製品の法規定に対応を図るため、1997年（平成9年）9月30日エアゾール製品処理対策協議会[※]は「エアゾール製品表示要領」を策定して製品表示に係る普及活動、法令遵守に取り組んでおりました。

その後、エアゾール等製品の容器表示に係り、2011年（平成23年）7月15日燃料容器のカートリッジガスこんろ容器の注意表示の追加改正が、2016年（平成28年）11月1日特定不活性ガスのフルオロオレフィン1234yf及びフルオロオレフィン1234zeガスの追加による注意表示の追加改正が施行されました。

政令関係告示第4条第3号に掲げるエアゾール等製品に係る基準の試験方法について、2016年（平成28年）8月1日に日本規格協会のJIS原案作成に関する応募申請・承認を受け原案作成に取組み、2018年（平成30年）2月19日に日本工業標準調査会の審議・承認を受け、2018年（平成30年）5月21日「JIS S 3301 エアゾール等製品の試験方法」が公示となりました。

今般、「エアゾール製品表示要領」の見直し改訂を行い、自主基準として政令関係告示に規定されているエアゾール等製品に係る製品表示に共通する注意事項及び表示事項例等を策定しました。

これらの政令関係告示の規定及び自主基準による容器表示について遵守して頂き、エアゾール等製品の安全確保、事故の未然防止に役立てられることを希望します。

※生活害虫防除剤協議会、日本製薬団体連合会、日本エアゾールヘアラッカー工業組合、日本エアゾール容器協議会、一般社団法人日本オートケミカル工業会、日本家庭用殺虫剤工業会、日本化粧品工業連合会、一般社団法人日本塗料工業会、芳香消臭脱臭剤協議会、一般社団法人日本ガス石油機器工業会、公益社団法人緑の安全推進協会、日本石鹼洗剤工業会、一般社団法人日本エアゾール協会の13団体

表示要領制定 1997年（平成9年） 9月30日
自主基準制定 2020年（令和2年） 12月18日

一般社団法人日本エアゾール協会

エアゾール等製品の表示自主基準

高圧ガス保安法施行令関係告示（以下「政令関係告示」という。）第4条第2号ル、第4条第3号チ、リ及びブルに定めるフルオロカーボンガス製品、エアゾール以外製品、エアゾール製品の容器表示に関しては、政令関係告示に規定されている容器表示及び自主基準による表示要領を遵守して、エアゾール等製品の安全確保、事故の未然防止を図るため、適切な表示が行われることを希望します。

I. 高圧ガス保安法の規定

高圧ガス保安法では、災害の発生のおそれがない高圧ガスであって、保安上危険性が極めて低いものについては、法の適用を除外されています。

高圧ガス保安法に基づき高圧ガス保安法施行令で定められた容器内容積及び圧力であって政令関係告示で定めるものが適用除外となっています。

政令関係告示第4条第2号、第3号に係る容器（フルオロカーボンガス製品、エアゾール以外製品及びエアゾール製品）に充填されている高圧ガスは、ガスの圧力、種類や容器の規格、表示等について規定要件が定められ、適用除外に該当するか否かについては、事業者が自ら適用除外の要件について適合試験を実施した上で、試験結果に基づいて充足を確認することを遵守しなければなりません。

(1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第3条第1項第8号 （適用除外）

第3条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。

八 その他災害の発生のおそれがない高圧ガスであって、政令で定めるもの

(2) 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号 （適用除外）

第2条

3 法第3条第1項第8号の政令で定める高圧ガスは次のとおりとする。

八 内容積1リットル以下の容器内における液化ガスであって、温度35度において圧力

0.8メガパスカル（当該液化ガスがフルオロカーボン（可燃性のものを除く。）である場合にあっては、2.1メガパスカル）以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの

II. エアゾール等製品の容器表示規定

エアゾール等製品の表示に関しては、政令関係告示第4条に規定されております。

高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第4条

第4条 令第2条第3項第8号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) フルオロカーボンガス製品の容器表示について(政令関係告示第4条第2号)
フルオロカーボンガス製品の液化ガスにあつては、下記の事項を表示すること。

[表示すべき事項]

- ① 枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示すること。

- ② 文字の大きさ

漢字・平仮名
8ポイント以上

- ③ 文字の規格 日本産業規格 Z 8 3 0 5

- (2) エアゾール以外製品の容器表示について(政令関係告示第4条第3号チ)

エアゾール以外製品の液化ガスにあつては、上欄の容器の種類、容器の内容積、液化ガスの種類に応じて、甲欄に掲げる表示すべき事項、乙欄に掲げる表示すべき事項を表示すること。

[甲欄に掲げる表示すべき事項]

- ① 当該枠内に赤地を設け、白色の文字で表示すること。

- ② 文字の大きさ

容器の内容積	甲 欄	
	漢 字	平仮名
200cm ³ 以上	16ポイント以上	8ポイント以上
200cm ³ 未満	12ポイント以上	6ポイント以上

但し、当該容器が円筒形であつて、底面の直径が8cm以上、かつ、高さが7cm以下である場合にあつては、上表の「200cm³」を「250cm³」とする。

- ③ 文字の規格 日本産業規格 Z 8 3 0 5

- ④ 見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。

[乙欄に掲げる表示すべき事項]

- ① 枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示すること。

- ② 文字の大きさ

容器の内容積	乙 欄
	漢字・平仮名
200cm ³ 以上	8ポイント以上
200cm ³ 未満	6ポイント以上

但し、当該容器が円筒形であつて、底面の直径が8cm以上、かつ、高さが7cm以下である場合にあつては、上表の「200cm³」を「250cm³」とする。

- ③ 文字の規格 日本産業規格 Z 8 3 0 5

- ④ 見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。

- ⑤ 使用するガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。

- (3) エアゾール製品の容器表示について(政令関係告示第4条第3号リ及びル)

エアゾール製品にあつては、上・中欄のエアゾールの容器の構造、容器の内容積、エアゾールの種類に応じて、甲欄に掲げる表示すべき事項、乙欄に掲げる表示すべき事項を表示すること。

[甲欄に掲げる表示すべき事項]

- ① 当該枠内に赤地を設け、白色の文字で表示すること。

- ② 文字の大きさ

容器の内容積	甲 欄	
	漢 字	平仮名
200cm ³ 以上	16ポイント以上	8ポイント以上
200cm ³ 未満	12ポイント以上	6ポイント以上

但し、当該容器が円筒形であつて、底面の直径が8cm以上、かつ、高さが7cm以下で

ある場合にあつては、上表の「200cm³」を「250cm³」とする。

- ③ 文字の規格 日本産業規格 Z 8 3 0 5
- ④ 見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。

[乙欄に掲げる表示すべき事項]

- ① 枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示すること。
- ② 文字の大きさ

容器の内容積	乙 欄
	漢字・平仮名
200cm ³ 以上	8ポイント以上
200cm ³ 未満	6ポイント以上

但し、当該容器が円筒形であつて、底面の直径が8cm以上、かつ、高さが7cm以下である場合にあつては、上表の「200cm³」を「250cm³」とする。

- ③ 文字の規格 日本産業規格 Z 8 3 0 5
- ④ 見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。
- ⑤ 使用するガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。
- ⑥ 使用中噴射剤が噴出しない構造（二重構造容器）のものにあつては、乙欄に掲げる事項中<二重構造容器につき捨て方注意>について、赤色の文字を用いるとともに、末尾の事項に下線を付して表示すること。

※ 使用中噴射剤が噴出しない構造の容器にあつては、見やすい箇所に適切な排出方法を鮮明に表示したものであること。

(4) 政令関係告示第4条第3号チ、リの乙欄の備考について

- ・ 火炎発生状態試験は、日本産業規格 S 3 3 0 1 (2018) エアゾール等製品の試験方法によることとする。
- ・ 「火気等」の部分は、ストーブ、ファンヒーター等製品の使用される環境に応じた具体例を表示することができる。
- ・ 「使用するガスの種類」の部分は、使用するガスの名称、略称又は分子式を表示することとする。
- ・ 「火気を使用している室内で大量に使用しないこと。」の部分は、屋外で使用されるものであつて表示する枠の外に「室内で使用しないこと。」と明瞭に表示されているものにあつては、省略することができる。

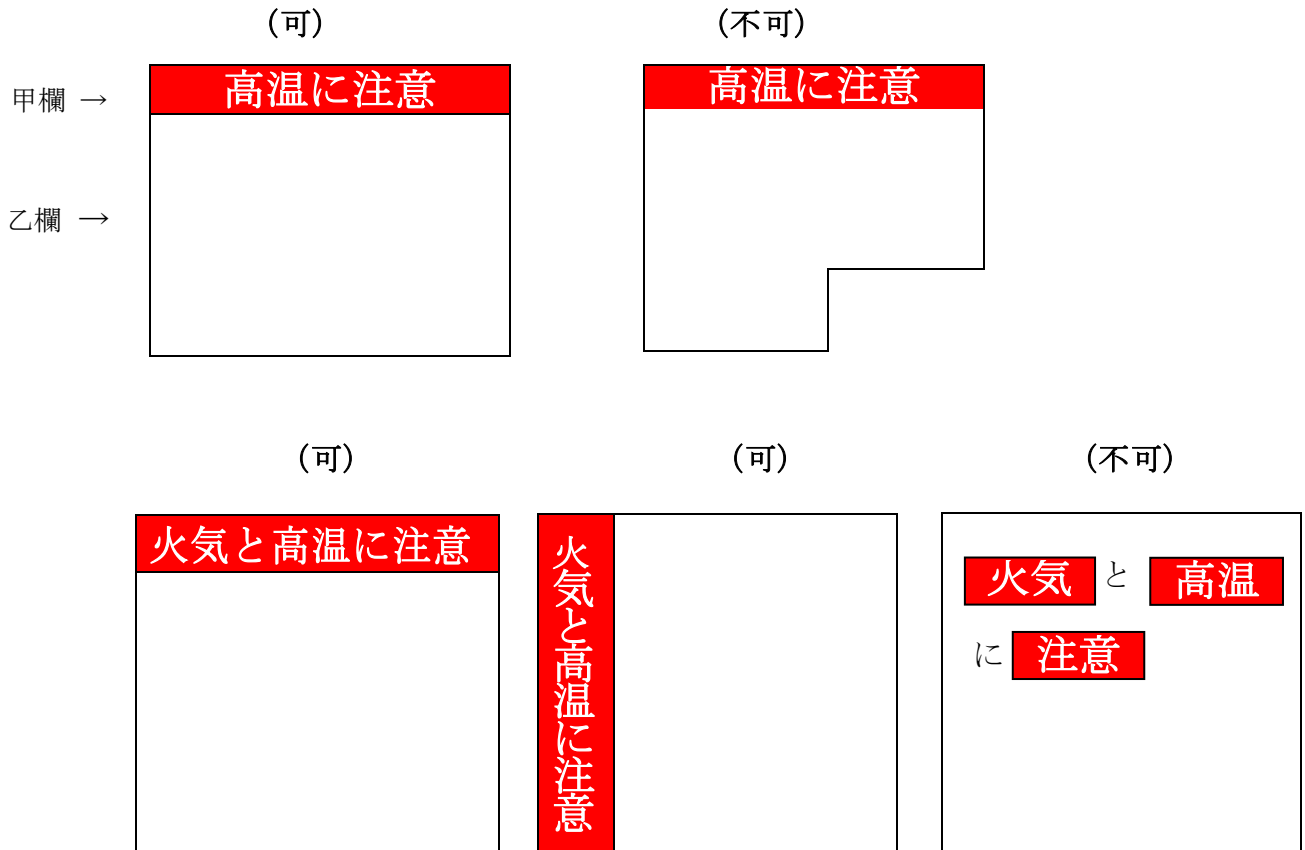
(5) 第2号及び第3号に掲げる基準に適合しているか否かの確認は、日本産業規格 S 3 3 0 1 (2018) エアゾール等製品の試験方法によることことができる。

Ⅲ. エアゾール等製品の表示要領

政令関係告示で定めるエアゾール等製品の容器表示について、表示要領を以下に定める。

[表示枠の表示方法]

- ① 甲欄、乙欄の枠は、政令関係告示の規定のとおりとする。
- ② 容器印刷全体と表示枠内の色の差が鮮明に異なれば、特に枠で囲む必要はない。
- ③ 枠の形は正方形又は長方形とし、枠が欠けることのないよう表示し、鉤形などは読みにくいため不可とする。
- ④ バーコード等を枠内空白に入れることは不可とする。
- ⑤ 甲欄の表示は分離しないこと。



[甲欄の規定文の留意事項及び表示方法]

- ① 甲欄の規定文は、政令関係告示の規定のとおりとする。
- ② 「高温に注意」又は「火気と高温に注意」は、同一赤地枠内に記載する。
- ③ 甲欄の赤地の色は、できる限り赤に近づけること。
- ④ 甲欄の文字の白色は、できる限り白に近づけること。
- ⑤ 容器印刷全体が有色の場合、警告表示が一目で分かるように表示されていること。
(例：容器印刷全体が赤色に近いデザインの場合、白枠赤地で白色文字とする等)
- ⑥ 文字の大きさは、表示枠の大きさの制限などによって極端に縦長（縦扁平）の文字にならないようにすること。
- ⑦ 文字の太さは、文字が埋没しないような太さにすること。

[乙欄の規定文の留意事項及び表示方法]

- ① 乙欄の規定文は、政令関係告示の規定のとおりを原則とする。
- ② 前文（「高圧ガスを使用した…、下記の注意を守ること。」）と各注意事項は、容器内容積が100mL以上の場合は、行を改めて記載する。
- ③ 容器内容積が100mL未満の場合は、各注意事項は前文に続けて記載してもよい。
- ④ 各注意事項同士は続けて記載してもよい。この場合、各注意事項の間は句読点を付すか

一字空ける。

- ⑤ 前文は、甲欄表示に続けて記載してもよい。
- ⑥ 容器全体が有色の場合は、地色に対して文字が鮮明に表示されるように配色されていること。
- ⑦ 文字の大きさは、表示枠の大きさの制限などによって極端に縦長（縦扁平）の文字にならないようにすること。
- ⑧ 文字の太さは、文字が埋没しないような太さにすること。

[乙欄の規定文の具体的な表示方法について]

- ① 「使用するガスの種類」は、製品に使用するガスがわかるように名称、略称又は分子式を表示することができる。
 - ・ 液化石油ガス、LPガス 又は LPG
 - ・ ジメチルエーテル 又は DME
 - ・ 液化フルオロオレフィン 1234ze 、 HFO-1234ze 又は R-1234ze
 - ・ 炭酸ガス 又は CO₂
 - ・ 窒素 又は N₂
 - ・ 空気 又は 圧縮空気
 - ・ 混合ガスであって、一般的な名称等がない場合は「液化石油ガス/ジメチルエーテル」又は「LPG/DME」など、混合されているガスの名称等を並記すること。
- ② 「度」は「℃」と表示してもよい。
- ③ 漢数字は算用数字で表示してもよい。例えば、「四十度」を「40度」と表示することができる。
- ④ 各注意事項の号番号（一、二、三、・・・）は、例えば一、1、1.、(1)、①、❶又は○、●、・等の記号を用いて表示してもよい。
- ⑤ 「火気等」の部分は、ストーブ、ファンヒーター等製品の使用される環境に応じた具体例を表示することができる。
 - ※ 製品が使用される環境の実態例
ストーブ、ファンヒーター、石油ストーブ、電気ストーブ、ガスコンロ、湯沸器等
- ⑥ 「火気を使用している室内で大量に使用しないこと。」の部分は、屋外で使用されるものであって、表示する枠の外に「室内で使用しないこと。」と明瞭に表示されているものにあつては、省略することができる。
 - ※ 本記載注意事項は、屋外のみで使用することを目的としたものであって、本表示の枠の外に、説明文の文字より大きな文字で、注意表示であることが一目で分かるように、次のように枠をとり明瞭に表示されているものにあつては、省略することができる。当該注意表示は縦書き、横書きの何れでもよい。

表示例

室内で使用しないこと

必ず屋外で使用

又は **屋外専用**（赤地に白抜き文字で表記）

[その他留意事項]

- ① 可燃性ガスを使用していないが、内容物に可燃性の溶剤等を使用している場合、火炎発生状態試験結果に係らず、甲欄の「火気と高温に注意」及びこれに伴う乙欄の表示をしても差し支えないものとする。
- ② 政令関係告示による表示は警告表示であり、消費者が「取扱いに必要な注意」に従うことによって、使用時・保管時・廃棄時の危険防止、事故防止を図り、消費者の安全な取扱いを確保することに留意して、原則を優先すること。
- ③ 甲欄及び乙欄の枠外に、自主的な注意喚起の絵表示、GHS表示等を併記しても差し支えないものとする。

IV. エアゾール等製品に係る注意事項表示例

政令関係告示で定める表示を補完するため、下記の例文を参考にして自主的に注意事項表示を実施する。

(1) 保管及び取扱い上の注意表示例

- * 直射日光の当たる所、ファンヒーター等の暖房器具や加熱源の周囲は温度が上がり破裂する危険があるので置かないこと。
- * 高温にすると破裂するおそれがあり危険です。直射日光の当たる所、ファンヒーター等の暖房器具や加熱源の付近に放置しないこと。
- * 暖房器具(ファンヒーター等)の周囲は、温度が上がり破裂する危険があるので置かないこと。
- * ファンヒーターの吹出口等に置くと、温度が上がって破裂するおそれがあり危険です。
- * 保管の際は、直射日光の当たる場所や加熱源の付近、錆の発生しやすい水・湿気の多い所では破裂の原因になりますので置かないで下さい。

(上記の注意事項表示は、政令関係告示の乙欄において「火気等」の部分に具体例を表示してある場合は、省略できる。)

- * 缶の錆を防ぐために、水回りや湿気の多い場所に置かないこと。
- * 缶の錆による破裂を防ぐために、水回りや湿気の多い場所に置かないこと。
- * 水回りや湿気の多いところに置くと、缶が錆びて中身が漏れたり破裂する危険があるので、置かないこと。
- * 水回りや湿気の多いところに置くと、缶が錆びて破裂する危険があります。

(2) 廃棄上の注意表示例

- * 捨てるときは、火気のない屋外で噴射音が消えるまでボタンを押しガスを抜くこと。
- * 捨てるときは、火気のない屋外で噴射音が消えるまでガスを抜くこと。
- * 使い終わった空き缶は、火気のない戸外で噴射音が消えるまでボタンを押してガスを抜き捨てて下さい。
- * 中身が完全に吹き出なくなるまで使い切って下さい。

(3) ガス抜きキャップ(中身排出機構、残ガス排出機構のキャップ、ボタン等)について

使用条件

1. ガス抜きキャップは、製品を使い切ってから使用すること。
2. ガス抜きキャップは、風通しが良く、広く、火の気の無い屋外で、風下に向かって、人にかからないように使用すること。

表示

1. ガス抜きキャップを使用した製品には、分かりやすく、使用上の注意を表示すること。
2. 中身や噴射剤によって、ペットや植木等に害を及ぼしたり、衣類や玄関タイル等を汚したりする可能性のあるものについては、その点について注意表示をすること。
3. キャップに原液がたまるものについては、その処理方法について表示をすること。
4. 大量に使い残したエアゾール缶の廃棄方法については、メーカー相談室にお問い合わせくださいとの表示をすること。

(注：語尾は、他の文言との関係で「…して下さい」「…すること」の何れでもよい。)

[付 則]

1. 「エアゾール製品表示要領」1997年（平成9年）9月30日制定を廃止して、本自主基準を制定する。
2. 本自主基準は、当該エアゾール等製品に関する事故防止等の安全を確保するために制定したものである。
3. 本自主基準は、当該エアゾール等製品に関する事故防止等の安全性確保における条件の一部を定めたものであり、個々の製品の絶対的安全性を保証するものではない。個々の製品の安全性については、製品の特性や予想される使用条件等を考慮して、個々のメーカーがその実現について責任を持つものとする。
4. 本自主基準は、当該エアゾール等製品の安全性に関する知見が得られ次第迅速に改廃を行うものとする。改廃に当たっては、一般社団法人日本エアゾール協会技術委員会で協議して行う。
5. 本自主基準は、2020年（令和2年）12月 8日三役会で承認され2020年（令和2年）12月18日理事会の書面決議で承認された。
なお、承認以降、本自主基準を遵守して運用実施を要請するものとする。

以 上